

令和6年度 市川市中小企業 展示会等出展支援事業補助金 募集要項

1. 事業目的

市内の中小企業者が先進性、市場優位性、希少価値等を有する製品、技術又はサービスを国内外に向けて広く周知し、販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会を創出するために、展示会等に出展する際に、会場使用料（出展小間料）等の出展経費の一部を補助金として交付し、もって中小企業者の事業活動の活性化及び本市の産業振興を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会創出（ビジネスマッチング）の実現を求める中小企業者等。 以下の（１）～（７）の全てに該当することが必要です。

（１）下記の要件に該当する中小企業者（「会社」または「個人事業主」）であること。

業種	要件	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 （小売業、サービス業及び卸売業を除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

（注）次の（Ａ）～（Ｃ）に掲げるものについて、「大企業」と関係を有している「中小企業者」は補助対象者に該当しません。

- （Ａ）発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上の株式又は出資の数又は金額を同一の大企業が保有をしている。
- （Ｂ）発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上の株式又は出資の数又は金額を複数の大企業が保有している。
- （Ｃ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。
なお、「大企業」とは「中小企業者以外の事業者」で次に掲げるものを除く。
 - 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）第1条に規定する中小企業投資育成株式会社
 - 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合

- (2) 市川市内に事業所を有すること。(本社の所在地は問いません。)
- (3) 販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会創出を目的とする展示会等において、先進性、市場優位性、希少価値等を有する製品、技術又はサービスの展示ができること。
- (4) 反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。
- (5) 訴訟による係争はなく、事業運営に支障のないこと。
- (6) 法令違反による処罰を受けておらず、事業運営に支障のないこと。
- (7) 当該年度の前年度(令和5年度)分の市町村民税(特別区民税含む)を滞納していないこと。

3. 補助事業内容

(1) 補助対象事業

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの期間内に、『販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会創出』を目的として、国内で開催される展示会等への出展事業

ただし、下記の要件を満たす必要があります。

- ①国、他の地方公共団体もしくは公益財団法人千葉県産業振興センター
その他これに類するもの又はこれらの者から委託を受けたものから、
当補助金と目的を同じくする他の補助を受けていないこと、又は受ける
見込みのないこと
- ②令和7年3月31日(月)までに、補助対象事業がすべて完了すること。
※補助対象事業に係る支払い等を含む。

(注) 次の(A)~(F)に掲げるものは、補助対象事業に該当しません。

- (A) 本市が主催し、又は共催するもの
- (B) 市川市共同出展実施要綱(平成26年4月21日施行)に基づき、
本市が中小企業者と共同出展するもの
- (C) 物産展その他これに類する催しにおいて物品を展示し、
又は即売することを主たる目的とするもの
- (D) 自ら企画し、又は開催し、若しくは共催するもの
- (E) 中小企業者が単独で出展しないもの
- (F) 公共の利益を図るものと認められないものその他市長が適当でないとするもの

(2) 補助率・補助金額・補助回数

1 中小企業者当たり、予算の範囲内において下記のとおり交付します。

補助率	○補助対象経費に係る総額の1/2以内
補助金額	○国内で開催される展示会等：30万円（上限） （1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。）
補助回数	○1回まで ※代表者が同一であり、複数の法人を営まれている場合や、代表者が異なるものの親族の関係性にある法人を営まれている場合等は、いずれかの1中小企業者で申請をしてください。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、下記のとおりです。

ただし、当該補助事業に係る経費として、明確に確認できるものに限りま

補助対象経費	○会場使用料（出展料・出展小間料等）
	○展示会等における会場の設営及び装飾に係る経費（物品の賃借料、看板の作成及び設置に係る工事費並びに電気に関する工事費を含む。） 並びに会場の運営に係る電気料金、水道料金、通信費

(注) 次の(A)～(F)に掲げるものは、補助対象経費に該当しません。

- (A) 展示会等以外において使用が可能な物品の購入に係る経費
- (B) 送料及び運搬料（展示会等への物品の搬入又は搬出に係る駐車料金等を含む。）
- (C) 廃棄物処理に係る経費
- (D) ポスターの製作費その他の広告宣伝に係る経費
- (E) 展示会等のために一時的に雇用する者の賃金
- (F) 展示会等のために使用する消耗品の購入に係る経費

4. 補助金の申請について

(1) 申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで

※予算上限額に達し次第、受付を終了いたします。

※必ず、展示会等への出展事業の**実施前**に交付申請を行ってください。

※今年度の申請が、当該補助金の初めての利用である場合、
本提出前に商工業振興課へ事前連絡をお願いします。

(2) 申請方法

郵送または商工業振興課窓口へ直接提出

(3) 提出書類

提出書類は、下記のとおりです。

ただし、申請内容に応じて、提出書類のほか、追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出書類の返却はしませんので、必ずコピーをお手元に保管してください。

項目		提出書類
会社	補助金申請書類	・ 補助金交付申請書（様式第1号）
	出展計画内容がわかる書類	・ 展示会等出展収支予算書【別紙1-1】 ・ 展示会等出展計画書【別紙1-2】 ・ 展示会等の出展案内やパンフレット等 （出展料・出展小間料等の記載があるもの。）
	法人市民税納税証明書	・ 令和5年度法人市民税納税証明書 ※発行後3カ月以内のもの ※創業1年未満等の事由により、法人市民税納税証明書の提出ができない場合は、法人届出書の写し（市の受付印のあるもの）をご提出ください。 ※納期限の都合等により、令和5年度法人市民税納税証明書の取得ができない場合、納税の領収書の写しをご提出ください。
	会社経歴等がわかる書類	・ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※発行日から3カ月以内のもの
個人事業主	補助金申請書類	・ 補助金交付申請書（様式第1号）
	出展計画内容がわかる書類	・ 展示会等出展収支予算書【別紙1-1】 ・ 展示会等出展計画書【別紙1-2】 ・ 展示会等の出展案内やパンフレット等 （出展料・出展小間料等の記載があるもの。）
	市町村民税納税証明書（特別区民税含む）	・ 令和5年度市町村民税納税証明書（特別区民税含む） ※発行後3カ月以内のもの ※非課税の場合、非課税証明書をご提出ください。
	開業の有無がわかる書類	・ 開業届出書の写し ※税務署の受付印のあるもの。

(4) 交付可否の決定について

当該補助金の交付が決定した場合、交付可否決定通知書を送付いたします。

※交付可否決定通知書に記載している金額は、提出された交付申請書の交付申請額をもとに算出した補助限度額を明示するものであり、補助金の最終支払額を確約するものではありません。

5. 申請内容の変更・実績報告・補助金の交付請求

(1) 申請内容の変更について

交付決定を受けた後に、事業内容の変更や、補助対象経費金額の変更があった場合には、速やかに本市の承認を得る手続きをしてください。
(市指定様式により、変更承認申請をしていただきます。)

※原則として交付申請後に、交付決定額を増額することはできません。

補助対象経費が交付申請時の金額を超える場合、事前に商工業振興課までご連絡ください。

※変更内容が交付申請時の事業目的に沿っていないと判断される場合、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 実績報告について

①提出書類は、下記のとおりです。

ただし、申請内容に応じて、提出書類のほか、追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出書類の返却はしませんので、必ずコピーをお手元に保管してください。

②事業完了日の翌日から 20 日以内にご提出ください。

※20 日以内の提出が難しい場合、商工業振興課へ事前にご連絡ください。

※実績報告書の内容を審査し、交付決定額を上限として最終的な補助金額を確定し、補助金額確定通知書を交付します。

項目	提出書類
実績報告書類	・補助金実績報告書（様式第5号）
補助対象事業の実施状況を確認することができる書類	・展示会等出展収支決算書【別紙5-1】 ・展示会等出展実績概要書【別紙5-2】 ・出展時の様子が分かる写真等
補助対象経費に係る支払を証する書類の写し	・領収書の写し (出展料、出展小間料等の支払いを証明する書類)

(3) 補助金の交付請求について

補助金額確定通知書を受領後、補助金交付請求書を提出してください。

(補助金交付請求書を受領後、記載された指定口座に補助金を振り込みます。)

6. その他

(1) 事業成果の状況報告

補助対象事業を完了した日の属する年度の翌年度の9月末日及び3月末日現在の補助対象事業の実施の効果について、当該末日から20日以内に市の指定様式に基づき、事業実施効果報告書の提出をしていただきます。

(2) 公表

補助対象事業として交付が決定した事業については、その内容を公開し、市の事業へのご協力をお願いする場合があります。

また、市のその他事業のご案内をさせていただく場合があります。

7. 問い合わせ先

市川市 経済観光部 商工業振興課

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

電話：047-711-3691（直通）

受付時間：9時～12時、13時～17時

E-mail：shokogyoshinko@city.ichikawa.lg.jp

8. Q & A

(Q1) 展示会等が自然災害や疫病の流行等の不可抗力で中止や延期となった場合は、どのようになりますか？

(A1) 出展料や装飾費を既に支払っている場合、返金等があったものを差し引いた、最終的な自己負担額の1/2を補助金として交付します。

(Q2) 自社都合によって展示会等への出展を辞退したら、どのようになりますか？

(A2) 出展料や装飾費を既に支払っている場合でも、補助金は交付されません。

(Q3) オンラインで開催される展示会は、補助対象に含まれますか？

(A3) 本事業の事業目的に沿うと判断される展示会であれば、補助対象となります。オンラインでの展示会に出展予定の場合、申請前に一度ご連絡ください。